

# 経済産業省

平成 23・05・02 原第 20 号

平成 23 年 5 月 2 日

東京電力株式会社

取締役社長 清水 正孝 殿

経済産業大臣 海江田 万里

東京電力株式会社福島第一原子力発電所第 1 号機原子炉建屋内の放射性物質濃度の低減措置に係る報告の徴収について

当省は、貴社が実施する応急の措置の妥当性を検証するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 67 条第 1 項の規定に基づき、貴社に対し、下記の事項について平成 23 年 5 月 3 日までに報告するよう指示する。

この処分について不服がある場合は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、書面により経済産業大臣に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から起算して 1 年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日から起算して 1 年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあった日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 記

貴社福島第一原子力発電所第1号機原子炉建屋内の放射性物質濃度の低減措置の必要性（今後の原子炉建屋内における作業内容の見直しを含む。）及び各低減措置に係る次に掲げる事項

### ○局所排風機の設置及び使用

- ・措置の実施による放射性物質濃度の低減効果
- ・作業方法

### ○北側二重扉の開放

- ・措置の実施による放射性物質濃度及び作業員の被ばくの低減効果
- ・作業方法
- ・環境への影響評価（放射性物質の放出量及び拡散予測）